

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から45年6月まで

私は、昭和43年4月頃からAに勤めたが、同Aは厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、町役場で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、同町役場で納付していた。

私は、平成19年に社会保険事務所（当時）で、私の国民年金の納付記録を調査してもらったところ、申立期間の国民年金保険料については、還付済みとの回答であったが、私は、国民年金に加入してから結婚する直前までの昭和46年10月までは、保険料を納付していたはずである。申立期間以外の期間については、具体的な記憶が薄れてしまったので、申立てを行わないが、一度納付した保険料が還付されたことは全く無い。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月頃、勤めた事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、申立人の居住する町の町役場で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を同役場で納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続き時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、同年6月と推認でき、申立内容と一致する。

また、申立人の特殊台帳には、不鮮明ながらも昭和43年11月から45年6月までと推測される期間の国民年金保険料が還付されたとの記載があることから、何らかの理由により43年11月に国民年金の被保険者資格の喪失処理が行われたものと考えられるが、i) 申立人が、申立期間当時勤めていた事

業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが、社会保険事務所から申立人に宛てた平成 19 年 12 月 12 日付けの回答文書により確認できること、
ii) 申立期間は強制加入期間であり、オンライン記録によると申立人は、当該期間当時、被用者年金制度に加入した記録も無い上、国外に居住していた事実も確認できないことから、申立人が、昭和 43 年 11 月に国民年金の被保険者資格を喪失する理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から同年 9 月までの期間及び同年 11 月から平成 5 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 8 月から同年 9 月まで
② 昭和 63 年 11 月から平成 5 年 11 月まで

私は、20 歳になった昭和 62 年*月頃に、国民年金の加入手続を当時在住していた町の役場で行った。現在、私はその際に発行された年金手帳を所持している。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、私が母親に渡して母親が納付してくれていたが、母親は、保険料の月額及び納付頻度等の記憶は無いと言っている。

申立期間①及び②のうち、平成 4 年分の確定申告書（控）は見つからなかったが、提出した昭和 63 年分ないし平成 3 年分及び 5 年分の確定申告書（控）には、納付した国民年金保険料額が記載されており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料については、申立人の母親に渡してその母親が納付してくれ、平成 4 年分を除く、昭和 63 年分から平成 5 年分までの確定申告書（控）には、自身が納付した保険料額が記載されていると主張しているところ、申立人から提出された本人名義の同確定申告書（控）に記載された国民年金保険料控除額欄をみると、当該年において、申立人のものと思われる保険料が記載されていると推認される上、当該確定申告書（控）の全てにおいて、税務署の收受印及び担当税理士の署名捺印が認められる。

また、申立人が居住していた市の住民票の市民となった年月日及び市の国

民年金被保険者名簿に記載されている異動年月日から、昭和 63 年 7 月の転居時に、申立人は適切に国民年金の住所変更手続きを行ったことが確認できる上、申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料は現年度で納付済みであり、申立期間を除いて保険料の未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月31日から同年4月1日まで
オンライン記録によると、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間にA社からC社（現在は、D社）へ出向はしたが、継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「出向者の取扱いに関する覚書」、C社に係る人事通知書及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和61年4月1日に、同社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年2月のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和61年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは通常考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和48年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和47年3月1日にA社へ入社し、60年3月15日まで勤務していたが、同社C出張所から同社本社へ異動した際の厚生年金保険の記録が欠落している。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及びB社から提出された人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C出張所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記の人事記録において申立人が昭和48年5月にはA社本社で勤務していたことが確認できることから、申立人の同社本社における資格取得日を同社C出張所における資格喪失日と同日の同年5月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和48年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務

を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年2月28日から同年3月1日まで
年金事務所から、A社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、B社における被保険者資格を取得するまでの間の被保険者記録が欠落している旨の連絡があった。

私は、昭和63年11月1日にA社に入社し、申立期間頃に同社がB社に社名変更したが、同社を退職する平成2年8月6日まで、継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社の回答から、平成元年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、事業主は納付したと思われるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が被保険者資格喪失日を平成元年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和25年3月1日から26年9月1日までの期間について、A社の事業主は、申立人が25年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、26年9月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和25年3月から同年8月までは5,000円、同年9月から26年4月までは4,500円、同年5月から同年8月までは6,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和28年3月1日から同年6月16日までの期間について、B社の事業主は、申立人が同年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の同社における同資格の喪失日は、同年6月16日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和28年6月16日から29年2月2日までの期間について、C社の事業主は、申立人が28年6月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、29年2月2日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和28年6月から同年10月までは6,000円、同年11月から29年1月までは8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月1日から26年9月1日まで

② 昭和 28 年 3 月 1 日から同年 6 月 16 日まで

③ 昭和 28 年 6 月 16 日から 29 年 2 月 2 日まで

私の父親が生前、B社に係る被保険者記録が無いとして年金事務所に相談したところ、同姓同名の記録が見付かったが、資格喪失日を特定できないため、第三者委員会へ申立てを勧める旨の通知を受け、A社に係る同姓同名の記録も存在すると言われた。また、父親が職歴を記載したノートには、被保険者記録となっていないC社の会社名と所在地が記載されている。父親に関する被保険者記録を調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人と同姓同名で生年月日が異なる者が昭和 25 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、26 年 9 月 1 日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、A社において当該期間に厚生年金保険の被保険者であった同僚から、申立人の名前を聞いたことがあり、申立人のほかに同姓同名の者はいなかった旨の供述を得ていることから、上記未統合の被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和 25 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、26 年 9 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿及び被保険者台帳の記録から、昭和 25 年 3 月から同年 8 月までは 5,000 円、同年 9 月から 26 年 4 月までは 4,500 円、同年 5 月から同年 8 月までは 6,000 円とすることが妥当である。

申立期間②について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が異なる者が、昭和 28 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同資格の喪失日が記載されていない基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

このことについて、日本年金機構D事務センターは、申立人に対して、平成 22 年 10 月 18 日付けで、資格喪失日を特定できないため、年金記録確認地方第三者委員会へ申立てを勧める旨の通知を發出している。

また、申立人の職歴を記載したノートに記載されたB社の所在地は、上記被保険者名簿に記載された所在地と一致する上、申立人の長男は、申立

人は同社を退職後すぐに次の会社に入社した旨述べていたとしているところ、当該期間直後の申立期間③のC社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が異なる者が、昭和28年6月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得している基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認でき、申立人の上記供述内容に不自然さは見当たらないことから、申立人は申立期間②においてB社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、B社の事業主は、申立人が昭和28年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の同社における同資格の喪失日は、同年6月16日であったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

申立期間③について、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人と同姓同名で生年月日が異なる者が昭和28年6月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、29年2月2日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、申立人が記憶するC社の所在地は、上記被保険者名簿に記載された所在地と一致する上、同社において当該期間に厚生年金保険の被保険者であった同僚から、申立人のことを記憶している旨の供述を得ていることから、上記未統合の被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、C社の事業主は、申立人が昭和28年6月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、29年2月2日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿及び被保険者台帳の記録から、昭和28年6月から同年10月までは6,000円、同年11月から29年1月までは8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年2月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年2月27日から同年3月1日まで

私は、昭和47年4月1日にA社に入社し、平成21年に退社するまで継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除され続けてきたが、昭和48年2月27日から同年3月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る退社経歴台帳及び複数の同僚の証言から、申立人は同社に継続して勤務し（同社B工場から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記退社経歴台帳及び申立人が所持する辞令の発令日が昭和48年2月26日であることから、同年2月27日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざる

を得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月15日から同年12月1日まで

年金記録確認第三者委員会から、A社及びB社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録に空白期間があるために申立てを行っていた同僚についての照会を受けたが、私の年金記録についても当該同僚と同様の空白期間があった。しかし、私は、A社又は関連するB社に昭和36年8月26日から39年12月28日まで継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間当時、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社は、昭和38年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）における申立人の昭和38年6月の記録から、2万円とすることが妥当

である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散していることに加え、事業主も死亡していることから確認することができないが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和38年7月15日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部署における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年2月1日から同年4月1日まで
私は、昭和37年4月にA社に入社し、平成9年2月末まで勤務していた。しかし、オンライン記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録、A社の人事記録及び申立人が所持する職務経歴表から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社B部署から同社C部署に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、申立人と同日にA社B部署から同社C部署へ異動した同僚の異動日が、同社の保管する社会保険被保険者台帳に昭和38年4月1日と記載されていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社B部署における昭和38年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連

資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成18年12月11日は150万円、19年4月25日は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月11日
② 平成19年4月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支給一覧表、賃金台帳及び申立人が所持している源泉徴収票から、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額の記録については、上記賞与支給一覧表及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成18年12月11日は150万円、19年4月25日は50万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を提出しなかったこと、及び厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、26万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 9 年 1 月 1 日まで
A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、報酬額より低くなっている。申立期間当時の給与額は 32 万円から 33 万円程度であったと記憶している。
調査の上、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 10 年 8 月 24 日）より後の同年 12 月 21 日付けで、遡って 15 万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人と同様に 28 名の標準報酬月額も遡って引き下げられていることが確認できる。

また、申立人同様に減額訂正された同僚は、「経理担当者から社会保険料の支払について、社長が社会保険事務所の担当者から指導を受けた、という話を聞いたことがある。給与の遅延は無かったが、会社の経営状況は悪かったようだ。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額について、申立人は、当時の給与額は

32 万円から 33 万円程度であったと主張しているが、上記のとおり、事業主が届け出た申立人の当該期間に係る標準報酬月額が 26 万円であったと認められる上、申立人と同様に標準報酬月額が遡及して訂正されている複数の同僚は、当時の給与額と遡及訂正前の標準報酬月額に相違は無いと思う旨述べている。

また、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主から回答が得られないことから、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和31年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月25日から32年1月1日まで
夫は、申立期間においてA社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主が保管している人事個人票から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(同社B支店から同社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同日に異動したと証言している同僚の記録から、昭和31年12月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立

人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和35年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間に係るA社（現在は、B社）C事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から同年11月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間が被保険者期間となっていない。継続して勤務していたので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録を保管しているD社の回答及び申立人が所持している賃金明細書から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、D社が保管している厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人の資格喪失年月日を昭和35年11月1日として社会保険事務所へ届け出ていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和35年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者資格喪失確認通知書より3万6,000円とすることが妥当である。

神奈川国民年金 事案 7000 (事案 6736 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から6年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から6年6月まで

私は、結婚のため、平成5年8月末に会社を退職した。その頃、健康保険については、夫の被扶養者になることができなかったため、国民健康保険の加入手続きを行い、同時に、国民年金の加入手続きも行った。

夫の被扶養者になることができなかった期間については、私が自分や夫の預金口座から引き出して、国民年金保険料と国民健康保険料を一緒に納付していた。

夫の源泉徴収票には、私が、平成6年から被扶養者とされていることが書かれており、7年分と6年分とを比較すると、7年分の方が支払金額が増えているにもかかわらず、6年分よりも「社会保険料等の金額」欄に記載された額が減少しているため、同年分の社会保険料控除額の中に、私が納付した申立期間の国民年金保険料と国民健康保険料の額が含まれているのではないかと思う。

前回の審議結果に納得できないため、申立期間の国民年金保険料を納付したことを証する資料として、平成5年分から7年分までの夫の源泉徴収票及び私の預金通帳の写しを添付し、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てにおいて、申立人は、平成5年8月末で会社を退職し、同年9月に結婚した頃に、国民年金の加入手続きを行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続き時期は6年8月頃と推認され、その時点において、申立期間の国民年金保険料を納付するには、遡って納付するほかないが、申立人は、保険料を遡って納付したことは無かったと思うと

している上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人自身もこれまで受領した年金手帳は1冊だけであるとしていることに加え、申立人が当該期間の保険料を納付した証拠として当時のメモを当委員会に提出しているが、同メモに記載された金額は、当該期間当時の保険料額と相違していることなどから、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき24年6月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料として、申立期間を含む、平成5年分から7年分までの夫の「給与所得の源泉徴収票」（以下「源泉徴収票」という。）の写しを提出し、そのうち、6年分の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」に、自身が納付した国民年金保険料及び国民健康保険料の額が含まれているのではないかと思うとしているが、当該源泉徴収票には、申立人が納付したとする申立期間に係る国民年金保険料の額が含まれていることを示す記載はなされていないことに加え、6年分の源泉徴収票に係る「社会保険料等の金額」欄に記載された金額の内訳が不明であるため、当該金額をもって、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料に当たるものと判断することはできない。

また、申立人は、自身の金融機関の預金通帳の支払金額欄に、申立期間の一部の国民年金保険料及び国民健康保険料を納付したことを示す旨が記載されているとしている。確かに、申立人から提出された預金通帳の写しによると、平成6年1月11日の支払金額欄には「120,000」と印字され、手書きで「厚健康保険」と記載されていることは確認できるものの、当該金額及び記載をもって、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料に当たると判断することはできず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月から9年3月まで

私は、母親に勧められたため、国民年金に加入することとし、加入手続については、平成3年4月に、私の母親がA市役所で行ってくれた。申立期間の国民年金保険料については、8年9月になり、保険料を納付していないことに気付き、当時居住していたB市役所に相談したところ、2年間の保険料を遡って納付できるとのことであったので、私は、同市役所で6年8月から8年8月までの保険料として30万円ぐらいをまとめて自身で納付した。同年9月以降の保険料の納付方法については、具体的な納付時期、納付場所及び納付方法についての記憶はないが、保険料は未納なく納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年9月に、申立期間のうち、6年8月から8年8月までの国民年金保険料をB市役所で遡ってまとめて30万円ぐらい納付したと主張しているが、申立人の戸籍の附票によると、申立人は、申立期間中の同年1月にC市に異動していることが確認できることから、B市に住民票が無い国民年金被保険者について、同市で保険料の過年度納付を受け付けることは考え難い上、申立人のオンライン記録でも、保険料が8年9月に過年度納付された記録は見当たらない。一方、申立人は、申立期間直後の9年4月から10年11月までの保険料を過年度納付していることがオンライン記録により確認でき、当該期間の納付金額は、申立人が主張する納付金額とおおむね一致していた。

また、申立人は、申立期間のうち、平成8年9月以降の国民年金保険料の

納付時期、納付場所、納付方法及び納付金額等についての記憶が明確ではないことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 7002

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、それまで国民年金に加入せず国民年金保険料も納付していなかったため、昭和 60 年代になって、母親から勧められ、母親と一緒に区役所の出張所に行き、加入手続を行った。その際、同出張所の職員から、保険料を遡って納付することができる期間及び金額を説明してもらい、同期間の保険料の納付書を作成してもらった。職員から説明を受けた期間の保険料は、母親あるいは私が、渡された納付書に現金を添えてその場で納付したと思う。納付するためのお金は、母親が出してくれた。

私は、出張所の職員から説明を受けた際の「説明用紙」を 2 枚所持しており、同用紙のうちの 1 枚には、申立期間の日付及び当該期間の国民年金保険料額が記載されているにもかかわらず、当該期間の保険料が未加入による未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った出張所の職員から渡された納付書で、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、i) 申立人の所持する年金手帳によると、同手帳の国民年金の記録(1)のページの「被保険者でなくなった日」欄に、当該期間の始期である昭和 61 年 4 月 1 日の日付が記載され、次行の「被保険者となった日」欄に、当該期間の終期である 62 年 4 月 6 日の日付が記載されていること、ii) オンライン記録でも、当該期間中に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、仮に、申立人の主張のとおり「説明用紙」のうちの 1 枚に記載され

た金額に相当する国民年金保険料が納付されたとしても、前述のとおり当該期間は未加入期間であるため、制度上、任意の未加入期間であることを理由として還付又は充当されることになるが、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人の所持する「説明用紙」のうち、申立人の国民年金加入期間の説明のために記載されたと推認される別の1枚には、「62.4」の日付の直前の期間に、「外国、任意」及び任意の未加入期間を表す「合算対象期間」の記載が確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 7003

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から48年2月まで

私が20歳になった昭和40年*月頃に、私の母親が、私の国民年金の加入手続を市役所で行ってくれた。その際発行された国民年金手帳については、私が結婚した2、3年後に実家に帰った時、母親から見せられた記憶があるが、その手帳を渡されたのかどうか、また何色であったのかは憶えていない。

申立期間の国民年金保険料については、私の母親が送付されてきた納付書で納付してくれていたが、母親は既に亡くなっているため、保険料額及び納付頻度等は不明である。

母親から、私の20歳からの国民年金保険料を納付していたことを聞いていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和40年*月頃に、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡が見当たらず、オンライン記録においても、申立期間当時、申立人が国民年金の被保険者資格を有していたことを確認できないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 8224 (事案 7550 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 3 月 19 日から 31 年 8 月 4 日まで
② 昭和 31 年 9 月 1 日から 36 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 1 月 5 日から 37 年 9 月 21 日まで

申立期間①のA社B工場、申立期間②のC社D支店及び申立期間③のE社に勤務していた期間が、脱退手当金支給期間の記録となっていることから、確認の申立てを行ったが認められなかった。

申立期間当時、会社から脱退手当金についての説明を受けた記憶も無く、私の厚生年金保険被保険者番号の統合が、平成 23 年に実施されたことにも疑問を持ったので、再度調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所となるE社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱 38. 1」の表示が記されているとともに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答した「回答 37. 11. 12」の記載が見られるほか、申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和 38 年 2 月 5 日に支給決定されていることなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 24 年 2 月 22 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は新たな事実として、オンライン記録において、申立期間に係る厚生年金保険被保険者番号が、平成 23 年 10 月

14 日付けで、基礎年金番号に統合されていることが不自然であると主張しているところ、申立期間③のE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、「S37.8.25 年金番号重複取消」の記載があることから、最初を取得したA社B工場の被保険者番号と、その後を取得した申立期間②のC社D支店及び申立期間③のE社の被保険者番号とが別番号であったため、申立期間当時の昭和37年8月25日付けで、申立期間②及び③の被保険者番号が、申立期間①の被保険者番号に統合された後に、脱退手当金が支給決定されていることが確認でき、申立期間当時の記録管理に不自然さは見当たらない。

このほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことを示す新たな資料や周辺事情も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 8225 (事案 1862 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 11 日から同年 12 月 2 日まで

私は、前回の申立てにおいて、A社に勤務していた昭和 51 年 10 月 16 日から 54 年 3 月 9 日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない旨を申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

しかし、通知文書によると、当該期間のうち、昭和 52 年 4 月 11 日から同年 12 月 2 日までの期間については、私がA社に勤務していたことが認められるとのことであった。

今回、自ら公共職業安定所に照会し、申立期間に係る「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」を入手したので、これを提出して、再度、申し立てる。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社が提出した「一人別源泉徴収簿」から、申立人が昭和 52 年 4 月 11 日から同年 12 月 2 日までの期間において同社に勤務していたことは確認できるものの、当該期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、同社は、「申立人は、商品の販売を委託した委任契約（外交員報酬）のため、社会保険の対象外で、厚生年金保険には加入させていない。」と回答していることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 12 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、自身で照会して入手したとして「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」を提出しているが、当該資料は、申立人がA社において雇用保険の被保険者となっていない旨が

記載されているものであり、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに、申立期間について、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年8月20日から同年9月16日までの期間について、申立人の厚生年金保険被保険者記録を訂正する必要は認められない。

申立期間のうち、平成7年11月13日から8年2月13日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年8月20日から同年9月16日まで
② 平成7年11月13日から8年2月13日まで

私のA社での退職日は平成7年8月20日以前のはずである。同社の給与は、20日締め、25日支払で、当時の銀行預金通帳を見ると、同年8月25日に振り込まれたものが最後であり、同年9月分の給与はもらっていないので資格喪失日が同年9月16日となっているのはおかしい。調査をして正しい記録にしてほしい。

また、B社において、平成8年2月13日資格取得となっているが、私は、7年11月13日から勤務していた。申立期間②が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社での退職日は平成7年8月20日以前のはずであると主張している。

しかしながら、A社が提出した申立人の人事記録及び退職届によると、申立人の退職日は平成7年9月15日となっている。

また、A社が提出した給与明細書により、平成7年9月給与から同年8月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「当時の銀行預金通帳を見ると、平成7年8月25日に振り込まれたものが最後であり、同年9月分の給与はもらっていない

い。」と述べているが、A社が提出した給与支払方法を記した記録簿により、平成7年9月給与は現金支給されていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人の厚生年金保険被保険者記録を訂正する必要は認められない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録では、申立人は、B社において平成7年11月13日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、複数の同僚について、厚生年金保険の資格取得日と雇用保険の資格取得日が相違していることが確認できるところ、そのうち1名は、「当時、見習期間が2、3か月あったかもしれない。」と述べている。

また、上記同僚のほか複数の同僚が、「B社は希望を聞いてくれて、加入を希望するものだけが、厚生年金保険に加入していた。」と回答していることから、当時、B社においては、必ずしも入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、B社は既に解散している上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の同社における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月頃から 47 年 4 月頃まで
② 昭和 48 年 8 月頃から 49 年 6 月頃まで

私は、申立期間①は県の出先機関のA事業所に事務職の臨時職員として勤務していた。また、申立期間②はB社に勤務し、C港でD職をしていた。申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無いが、毎月の給料から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録において、申立人が記憶する所在地においてA事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同地には申立人が記憶する事業所名と類似する、E事業所（その後、F事業所）という名称の厚生年金保険の適用事業所が存在することが確認できる。

また、F事業所において当該期間に被保険者となっている元臨時職員が、「具体的な勤務期間は分からないが、申立人が勤務していたことは覚えている。」と回答していることから、申立てに係る事業所は同事業所であり、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、別の元臨時職員は、「私は、事務職の臨時職員として勤務していた。社会保険には、入院する際に健康保険被保険者証が必要になり、個人的にお願いして加入させてもらった。その時に厚生年金保険にも加入した。臨時職員は基本的には厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と述べている。

また、事業主は、「申立期間①当時の資料は残っておらず、当時の臨時

職員の厚生年金保険加入についての取扱いや、申立人の給与からの厚生年金保険料控除については不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立期間①において、F事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、申立人は、「G県内のB社に勤務していたが、同社の本社はH地域方面にあったようだ。」と述べているところ、オンライン記録において、G県内において同社は厚生年金保険の適用事業所となっていないが、I県内に、適用事業所として名称が類似するJ社が存在することが確認できる。

また、J社の被保険者2名が申立人と同じ場所で同じ業務に従事していたと回答しているところ、商業登記簿謄本によると、同社は昭和48年3月23日に解散し、同年3月30日に代表取締役及び所在地を同一とするK社が設立されていることが確認できることから、申立てに係る事業所は同社であり、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録により、K社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所ではなく、J社は、昭和46年7月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、前述の2名を含む複数の元従業員は、J社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日より後の申立期間②においても同社に勤務していたと回答しているものの、いずれの者も当該期間の厚生年金保険の被保険者記録は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等も所持していない。

さらに、K社の代表取締役は所在不明のため照会することができない上、所在が判明した2名の取締役に照会文書を送付したものの回答が得られないことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 8228 (事案 7844 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 5 日から 46 年 1 月 1 日まで
② 昭和 46 年 2 月 26 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 4 月 5 日から 46 年 3 月 31 日までの期間において、A 事業所（現在は、B 事業所）に勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めることはできない旨の通知を受け取った。

しかしながら、A 事業所の厚生年金保険の適用年月日は、オンライン記録上、昭和 46 年 1 月 1 日となっていることは、事業主の適用事業所の届出漏れによるものであり、本来、強制適用事業所に該当するものであるから、そのことをもって従業員の厚生年金保険加入の有無を判断すべきではなく、また、私の資格喪失日が、同年 2 月 26 日になっていることは、事業主の都合で資格喪失させたものであり、事業主から健康保険被保険者証を受け取った記憶は無いことから、健康保険被保険者証が返納されている記録があることをもって厚生年金保険被保険者資格を喪失させたと判断するのは早計と考える。

今回、当時の身元保証人、当該保証人の長女及び私の兄が証言をしてくれるので、聴取の上、再度審議をして、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が A 事業所に勤務していたことはうかがえるが、同事業所は、昭和 46 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所となっていない上、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人の同事業所における被

保険者資格取得日は同年1月1日とされていることが確認できるところ、当時の事業主は既に死亡しており、同僚の申立人に係る証言も得られないこと、申立期間②については、当時の身元保証人及び当時の別の身元保証人（既に死亡）の妻は、申立人の同事業所における退職日を記憶していない旨述べていることから、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない上、B事業所の現在の事業主は、「前事業主は、既に死亡しており、当時の資料も無い。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成24年7月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、当時の身元保証人、当該保証人の長女及び自身の兄の連絡先を挙げているが、これら3名は、いずれも申立人のA事業所における入社日及び退職日を記憶しておらず、同事業所における厚生年金保険の取扱いに係る証言を得ることができない。

なお、申立人は、i) 申立期間①については、事業主による適用事業所の届出漏れによるものであり、ii) 申立期間②については、事業主の都合で資格喪失となっているものであり、かつ、健康保険被保険者証を受け取った記憶は無いことから、返納の記録があることをもって資格喪失させたと判断するのは早計であるなどと主張している。

しかし、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法による記録訂正のあっせんについては、申立期間における被保険者資格の届出又は保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の要否を判断するものであり、これと離れて事業主が行った資格取得の届出手続の遅延又は届出手続漏れ自体の違法性の有無を判断するものではない。

また、当委員会は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録訂正が認められるかについても審議の対象としているところであるが、同法に基づき、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、被保険者の給与から厚生年金保険料を控除しながら、社会保険事務所（当時）に納付したことが明らかでない場合である。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、当該事業所が昭和46年1月1日に健康保険及び厚生年金保険の強制適用事業所になった時の被保険者は、申立人を含む5名であり、健康保険被保険者証の番号に欠落も無く、申立人は、同年2月26日に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失している上、備考欄には、健康保険被保険者証を返却したことを意味する「証返」の表示があることから、申立人が同年1月1日に被保険者資格を取得し、同年2月26日に被保険者資格を喪失したとする記録に不自然なところは無い。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらな

いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 3 月頃から 57 年 6 月頃まで
② 昭和 63 年 9 月頃から平成元年 1 月頃まで

私は、申立期間①はA社に、また、申立期間②はB社に勤務していたが、オンライン記録では、申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、A社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所になっていない上、当時の事業主は当該期間においては、国民年金に加入している。

また、A社の当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、同僚を記憶していないため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、B社の回答及び同社保管の個人別支給控除明細表から申立人が当該期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社は、「同社保管の個人別支給控除明細表によると、申立人については健康保険料及び厚生年金保険料は徴収していない。また、勤務時間が最大で月 79 時間となっていることから、厚生年金保険には未加入だったと推測される。」と回答している上、同社保管の個人別支給控

除明細表において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、同僚を記憶していない上、B社の同僚9名に申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会したところ、5名から回答があったが、いずれの者からも申立人に係る証言を得られない。

さらに、当該期間にB社における厚生年金保険の被保険者であった同僚5名の雇用保険の記録を調査したところ、いずれの者も厚生年金保険の被保険者期間に雇用保険の記録が確認できるが、申立人は、当該期間における雇用保険の記録は無い。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 4 日から 48 年 3 月頃まで

私は、昭和 44 年 9 月 13 日に A 町に所在する B 社に入社し、48 年 3 月頃まで C 業務に従事していた。申立期間当時は、D 社という名称で業務を行っていたが、勤務当初から、同じ場所で勤務内容、社長も変わらず、転籍した記憶も無い。厚生年金保険の記録によると、45 年 5 月 4 日に B 社において被保険者資格を喪失しているが、継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社において、申立期間に被保険者であり、同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に事業主として記載されている者は、「申立人のことは知らない。当社は、E 町にあった本社のほかに A 町に事務所があり、A 町の事務所では、C 業務を行っていたが、昭和 45 年 4 月 21 日に A 町を所在地とする D 社が設立されてからは、A 町の事務所は、B 社の事務所ではなくなった。」と回答している上、申立人が申立期間当時の事業主であったとしている者は、D 社が設立された直後の 45 年 5 月 1 日に、自身が事業主であった B 社の厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、また、商業登記簿謄本から、申立期間において D 社の代表取締役であることが確認できることから、申立人が申立期間において勤務していた事業所は、B 社ではなく、D 社であったことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、D 社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人は、「A 町の事務所には、社長と私の二人しかいなかった。」と述べていることから、同社は申立期間当時、厚生年金保険法の強制適用事業所に該当しない事業所であった可能性が考えられ

る。

また、申立人が事業主であったとしている者に照会したものの、回答は得られなかった。

なお、申立人のB社における資格喪失日は、F厚生年金基金における資格喪失日と一致しており、現在の同社の代表取締役は、「申立期間当時の経理担当者は死亡しており、当時のことは、自身の入社前のことなので、全く分からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。